

安城市ごみステーション資材等支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみステーションの整備又は改修及び適正な運用を支援し、ごみの散乱防止並びに生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、予算の範囲内でごみボックス及び資材を支給することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみステーション 町内会又は自治会（以下「町内会等」という。）が管理し、市が収集を行うごみ等の集積所をいう。
- (2) 資材 ごみステーションの整備又は改修に必要な原材料（単管パイプ、クランプ、結束バンド、反射材等）をいう。

(支給対象者)

第3条 資材等の支給の対象となる者は、ごみステーションを管理する町内会等とする。

(支給対象のごみステーション)

第4条 ごみボックス及び資材（以下「資材等」という。）の支給の対象となるごみステーションは、原則として概ね10世帯以上が継続的に利用するごみステーション（マンション、アパート等の共同住宅の居住者専用のごみステーションを除く。）とする。

(資材等の支給の手続)

第5条 ごみステーションを管理する町内会等は、資材等の支給を受けようとするときは、ごみステーション資材等支給申請書（様式第1）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(支給決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、現地調査等を行い、資材等の設置場所、交通安全対策、設置する資材等の仕様等について適当と認めたときはごみステーション資材等支給決定通知書（様式第2）により、適当でないとは認めたときはごみステーション資材等不支給決定通知書（様式第3）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定による支給の決定は、一の年度においてごみステーション1箇所に
つき5万円（消費税及び地方消費税を含む。）に相当する額の資材等を限度とし
て行うものとする。

（資材等の引渡し）

第7条 前条第1項の規定による支給の決定を受けた者（以下「支給決定者」とい
う。）は、別に市長が定める期間及び場所において資材等の引渡しを受けるもの
とする。

（整備又は改修）

第8条 支給決定者は、資材等の引渡しを受けた日から起算して90日を経過する
日又は資材等の引渡しを受けた日が属する年度の末日のいずれか早い日までに整
備又は改修（ごみステーションにごみボックスを設置し、又は資材等を使用して
ごみステーションの整備若しくは改修を行うことをいう。以下同じ。）を完了し
なければならない。

（完了報告）

第9条 支給決定者は、整備又は改修が完了したときは、速やかにごみステーショ
ン整備（改修）完了報告書（様式第4）に必要書類を添えて市長に報告しなけれ
ばならない。

（資材等の返還）

第10条 市長は、支給決定者が第8条に定める期日までに整備又は改修を完了し
ないときその他必要と認めるときは、資材の全部又は一部を返還させることがで
きる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、資材等の支給に関し必要な事項は、市長
が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

様式第 1（第 5 条関係）

ごみステーション資材等支給申請書

年 月 日

安城市長

住 所 安城市

町内会等の名称

代表者氏名 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

電 話 番 号

安城市ごみステーション資材等支給要綱第 5 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 整備（改修）場所 安城市 町 地内
- 2 利用世帯数 概ね 世帯
- 3 支給資材等（内訳は別添 1 のとおり）
合計金額 円（税込）
- 4 添付書類
 - （1）資材等内訳書（別添 1）
 - （2）誓約書（別添 2）
 - （3）ごみステーション位置図及び計画図（寸法、収納計画等を明記したもの）
 - （4）現況写真（設置予定場所の全景が確認できるもの）
 - （5）見積書（基準品以外を申請する場合に限る。）

別添 1

資材等内訳書

基準品

	項目	規格・仕様（例）	単価	数量	金額
ご み ボ ツ ク ス					
資 材					
小計①					

基準品以外

項目	規格	単価	数量	金額
小計②				

※基準品以外の場合は、見積書を添付すること。

小計①	
小計②	
合計（①＋②）	
消費税及び地方消費税の額	
総 計	

誓 約 書

安城市長

ごみステーションの管理者として、次の事項を確認し、遵守することを誓約します（該当箇所にレ印を付けてください。）。

- ☐ 資材等の支給について、安城市ごみステーション資材等支給要綱を遵守します。
- ☐ ごみステーションの整備又は改修の後は、適切な使用と維持管理をします。
- ☐ 折りたたみ式ごみボックスは、ごみの収集後速やかに折りたたみ、交通を妨げません。
- ☐ 整備又は改修をしたごみステーションに起因する問題が生じた場合は、責任を負うとともに、適切に対応します。
- ☐ 整備又は改修をしたごみステーションが破損等をした場合は、速やかに修繕や撤去等を行い、交通等の支障とならないよう努めます。

年 月 日

住 所 安城市

町内会等の名称

代表者氏名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

様式第 2（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

安城市長

ごみステーション資材等支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたごみステーション資材等の支給について、下記のとおり決定しました。

記

- 1 支給資材等
- 2 支給条件

様式第 3（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

安城市長

ごみステーション資材等不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたごみステーション資材等の支給について、下記の理由により不支給と決定しました。

記

不支給の理由	
--------	--

様式第4（第9条関係）

ごみステーション整備（改修）完了報告書

年 月 日

安城市長

住 所 安城市

町内会等の名称

代表者氏名 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

電 話 番 号

年 月 日付け第 号で支給決定を受けた資材等について、
整備又は改修が完了しました。

記

1 完了年月日

年 月 日

2 添付書類

- (1) 設置完了写真（ごみ出し時の展開した状態のもの）
- (2) 固定状況写真（転倒防止措置が確認できるもの）
- (3) 収納状況写真（収納時の折りたたんだ状態等のもの）
- (4) その他